

# 苓北町の企業誘致支援制度・優遇制度

苓北町は企業誘致に係る支援制度及び優遇措置について、積極的に支援を行い企業進出を進めていきます。

## ◎企業誘致に対して、具体的な町の取組み

### 補助対象企業

○町内に工場等を新設又は増設する企業

①新設：投下固定資産総額が1,000万円を超え、かつ、新規雇用者が5人以上の工場等

②増設：新たな投下固定資産総額が500万円を超え、かつ、新規雇用者が1人以上の工場等

\*上記のいずれかに該当し、かつ、公害発生の防止に必要な措置を講じていると認められた工場等で、適用工場等の指定を受けた企業

### 補助対象業種

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に規定する製造の用に供する施設及び5人以上の町内在住の新規雇用者があるもの

◆固定資産税の課税免除・・・3カ年

◆工場等建設補助金：投下固定資産総額の5% 最高5,000万円

◆用地取得補助金：土地の取得価格の30% 最高5,000万円

\*当該適用工場等建設のために新に取得した土地

\*当該土地の取得後1年以内に着工した場合に限り交付する（法的に手続きを要する期間、その他合理的な理由があると町長が認める期間があるときは、当該期間を除く1年）

◆雇用奨励金：1人たり30万円 最高300万円

\*対象：当該適用工場等の新規雇用者で雇用した日から起算して1年以上継続して雇用したもの

\*操業開始の日から1年を経過した日を基準

## ◎その他の優遇措置

### ◆町中小企業振興資金利子補給

（対象額に対し借入年利2%以内）

・設備資金（3年間）：融資平均残高1千万円を限度

・経営安定資金（1年間）：融資平均残高500万円を限度

《熊本県企業立地促進補助金等併せて利用できます。》

様々な優遇措置で立地をバックアップ。